

暑中お見舞い申し上げます

ラベルニュース

NO.464

令和6年7月暑中号

東京都ラベル印刷協同組合

☎111-0051 東京都台東区蔵前 4-16-4

編集:広報・情報システム化委員会

TEL(3866)4561 FAX(5821)6443



研修会風景 下は講師の佐藤良道氏

恒例の組合研修旅行を開催

「相続と事業承継」をテーマに

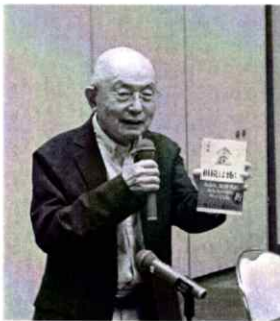
翌日は第122回ラベル会が

組合恒例の研修旅行は、六月八日(土)、九日(日)の二日間一泊二日で群馬県の磯部温泉「雀のお宿」で開催されました。

参加者は上野駅中央改札口に午前十一時に集合、新幹線で高崎で信越線に乗り替え、磯部駅に到着、午後一時半よりホテルの会議室に於いて研修会を開催しました。

今回の研修会テーマは最近問題になっている「相続と事業承継」で、講師は組合では過去に何度か講師をお願いしている特定社会保険労務士・中小企業診断士・ファイナンシャルプランナーの肩書を持つ佐藤良道氏。

初めに本間専務理事の司会で講師の紹介が行われた後、佐藤講師が配布したレジメに沿って約一時間半に



わたって講演しました。

初めに佐藤講師は「相続と事業は別物なので計画や検討の際には混同しないように注意することが必要」と前置きし、経営者が知っておきたい相続と事業承継について分かり易く説明しました。

事業を営んでいる以上は、「次の世代に事業を受け継ぐこと」が課題の一つで、どこかのタイミングで事業承継をすることが大事になり、相続と事業承継は「受け継ぐ」という点で似ているため、混同されることがある。

相続とは亡くなった人の財産を相続人が受け継ぐことであり、事業承継とは育てた会社を後継者に次いでもらう事をいう。

相続は死の瞬間に開始するが事業承継にはそのようなルールはない。会社の経営者が亡くなったからといって、死の瞬間に会社が勝手に承継されるわけではない。相続人になる人と事業承継人になる人との違いは相続の場合は法律で相続人になれることが定められているが、事業承継には相続人のようなルールはない。

途中質疑応答で、具体的な質問があり、相続と事業承継で悩んでいる人が多いことが伺えた。

講演会終了後、午後六時より宴会場にて懇親会が開かれ、特別参加の東京都正札シール印刷協同組合の田中祐理事長が加わり、北嶋理事長の挨拶の後、恩田博氏の音頭で全員で乾杯、いつも通りの和気あいあいの懇親会となりました。

(講演の詳細は次号に掲載予定)

